



# 共生社会の実現にむけて 街の中のバリアフリーと「心のバリアフリー」

私たちの暮らす社会にはさまざまな人が生活しています。障害のあるなしや年齢などに関わらず、すべての人が住みやすいまちになるように、公共交通機関などハード面のバリアフリー化だけでなく、私たち一人ひとりが「心のバリアフリー」についても考えていく必要があります。

▲12月3日～9日は障害者週間です

## 障害がある人もない人も 暮らしやすい社会を作るために

私たちが暮らす社会にはさまざまな人がいます。外見、性格、年齢、育った環境など、多様な分野にわたって人それぞれ違いがあります。このようにさまざまな人がいるにもかかわらず、社会は多数を占める人に合わせて作られてきました。日常的に当たり前だと思っている環境や自分の行動が無意識のうちに、障害がある人にとって生活しにくい環境を生んでしまう「バリア」となって存在していることがあります。

障害にも種類があり、大きく分けて身体・知的・精神障害の3つに分類されます。市内の各障害者手帳所持者は2年3月末時点で、身体障害者手帳は5,473人・療育手帳は1,270人・精神障害者福祉手帳は1,541人います。

私たちが目指すべき「共生社会」は、こうしたさまざまな人たちが、すべて分け隔てなく暮らしていくことのできる社会のことです。障害のあるなしに関わらず、高齢になっても、どんな立場でも、安心して自由に生活をするために、建物や交通機関などのバリアフリーだけでなく、一人ひとりが多様な人のことを思いやる「心のバリアフリー」を広げていく必要があります。

## 生活の中で不便を感じる「バリア」

「バリアフリー」の「バリア」とは、英語で障壁（かべ）という意味です。バリアフリーとは、障害がある人などが生活の中で不便に感じることがないように、障壁を取り除くことです。

障害のある人が社会の中で、直面しているバリアは、大きく分けて4つあります。

■物理的なバリア 公共交通機関、道路、建物などにおいて、利用者に移動面で



困難をもたらす物理的なバリアのこと。例えば、路上の放置自転車や、狭い通路、ホームと電車の隙間や段差など。段差があることで、目的地に行くことができなかつたり、物が通路に置いてあると転倒する危険があつたりします。

■制度的なバリア 社会のルール、制度によって、障害のある人が能力以前の段階で機会の均等を奪われているバリアのこと。例えば、学校の入試や就職試験などで、障害があることを理由に受験や免許などの取得が制限されることです。

■文化・情報面でのバリア 情報の伝え方が不十分であるために、必要な情報が平等に得られないバリアのこと。例えば、視覚に頼ったタッチパネル式のみの操作盤、音声のみによるアナウンスなどです。



■意識上のバリア 周囲からの心ない言葉、偏見や差別など、障害のある人を受け入れられないバリアのこと。障害に対する誤った認識から生まれます。例えば、障害がある人に対する無理解、奇異な目で見たりかわいそうな存在だと決めつけることなどです。

## 「バリア」を解消するために 自らの問題として認識を

障害のある人が安心して日常生活や社会生活を送れるようにするためには、これらのバリアをハード面だけでなく困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」が重要です。

■例えば……

- ・段差がある場合にスロープなどを使って補助する
- ・意思を伝えあうために絵や写真のカードやタブレット端末を使う
- ・いきなり触れたりせず、まず声掛けをし、介助が必要かどうか、相手の意向を確かめる



## 自分は何ができるのかをよく考えて 社会にあるバリアを取り除こう

平成26年に日本は障害者権利条約を批准し、平成28年には障害者差別解消法が施行されました。本市では「住み慣れた地域で共に暮らし、共に参加する」を基本理念とした第4次障害者計画を平成28年に策定しました。このほか「八千代市差別解消支援地域協議会」を設置し、障害のある人への理解を深めるための取り組みを行っています。

今後も各種施策を推進し、障害のあるなしに関わらず、地域の一人ひとりがお互いに自主性や主体性を尊重しあいながら住み慣れた八千代市で暮らし、社会に参加していくことができるまちの実現を目指していきます。共生社会の実現に向けて、自分は何ができるのかをよく考えて、障害を持つ人と積極的に話をし、社会にあるバリアを取り除くために行動を起こしましょう。



## ヘルプマークをつけている人を見かけたら思いやりのある行動を

外見からはわからなくても周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように東京都福祉保健局が作成したマークです。

ヘルプマークをつけている人を見かけたら、電車の席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



お問い合わせは障害者支援課へ

障害者支援班 電話421-6741

FAX 483-2665

広告

広告